

①件名																									
東京電力福島第一原子力発電所事故対策経費に係る損害賠償請求の和解仲介申立てについて																									
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）																									
<p>【背景】 東京電力福島第一原子力発電所事故対策経費に係る損害賠償請求については、次表【損害賠償請求状況】のとおりこれまで3度の請求を行っている。</p> <p>【損害賠償請求状況】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">損害賠償請求額 A (円)</th> <th style="width: 20%;">受領（合意）額 B (円)</th> <th style="width: 20%;">未合意額 A-B (円)</th> <th style="width: 20%;">B/A×100 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23.12.27 請求分</td> <td>299,250</td> <td>299,250</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>H25.10.4 請求分</td> <td>21,119,041</td> <td>9,888,355</td> <td>11,230,686</td> <td>46.8</td> </tr> <tr> <td>H27.10.22 請求分</td> <td>38,767,355</td> <td>0</td> <td>38,767,355</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>60,185,646</td> <td>10,187,605</td> <td>49,998,041</td> <td>16.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>これまでの請求のうち、H25.10.4 請求については請求額に対する東京電力の賠償（合意）額は46.8%にとどまり、H27.10.22 請求については東京電力と協議中であるが、請求額全額に対して賠償合意を得ることは困難な状況にある。</p> <p>また、東京電力は法令及び政府指示等により負担を余儀なくされた費用について賠償対象としているのに対し、市は東京電力が示す賠償基準に関わらず原発事故に起因する対策経費は全て損害賠償請求することを基本方針としており、この主張の差が未合意額に現れている。</p> <p>【目的】 このことから、東京電力との主張の差を埋めるため、原子力損害賠償紛争解決センター（通称「ADRセンター」）に対し、和解仲介（あっせん）の申立てを行う。</p>	区 分	損害賠償請求額 A (円)	受領（合意）額 B (円)	未合意額 A-B (円)	B/A×100 (%)	H23.12.27 請求分	299,250	299,250	0	100.0	H25.10.4 請求分	21,119,041	9,888,355	11,230,686	46.8	H27.10.22 請求分	38,767,355	0	38,767,355	0.0	合 計	60,185,646	10,187,605	49,998,041	16.9
区 分	損害賠償請求額 A (円)	受領（合意）額 B (円)	未合意額 A-B (円)	B/A×100 (%)																					
H23.12.27 請求分	299,250	299,250	0	100.0																					
H25.10.4 請求分	21,119,041	9,888,355	11,230,686	46.8																					
H27.10.22 請求分	38,767,355	0	38,767,355	0.0																					
合 計	60,185,646	10,187,605	49,998,041	16.9																					
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性																									
<p>【根拠法令】 原子力損害の賠償に関する法律 地方自治法</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>																									
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）																									
<p>H23.12.27 東京電力に対する損害賠償請求（1回目） H24.8.17 同上請求に係る賠償金の受領 H25.10.4 東京電力に対する損害賠償請求（2回目） H27.7.24 同上請求のうち一部合意による賠償金の受領 H27.10.22 東京電力に対する損害賠償請求（3回目）</p>																									

<p>⑤主な内容</p>
<p>【申立内容】 平成27年3月31日までに生じた東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策に要した以下の費用を支払うよう和解の仲介を求めるものとする。なお、申立てまでに東京電力と損害賠償金の一部支払いに合意した場合は、その合意額を除いた額で申立てを行うものとする。 (1) 損害賠償請求額のうち東京電力株式会社が支払いに合意しない額 (2) 当該請求に対する遅延損害金(年5%) (3) 既に受領した損害賠償金に対する遅延損害金(年5%、約135万円)</p>
<p>⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p>
<p>原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的に、原子力損害の賠償に関する法律に基づき文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置された機関であり、同センターの公平な第三者である法律家の和解仲介を受けることで主張の差が埋まることが期待される。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>県内他市における原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介の申立状況 (1) 実施済み ・仙台市 ・白石市 (2) 検討中 ・気仙沼市(時期は未定) ・名取市(同上) ・角田市(平成28年度中を予定) ・栗原市(時期は未定) ・東松島市(同上) ・大崎市(同上) (3) 予定無し ・塩釜市 ・多賀城市 ・岩沼市 ・登米市</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成28年2月 第1回定例会に「あっせんの申立て」の議案を提案 平成28年3月 同上議案議決後、申立てに必要な証憑類等の調製を行い速やかに申立てを行う</p>
<p>⑨その他</p>
<p>原子力損害賠償紛争解決センター (1) 名称等 東京都港区西新橋一丁目5番13号 原子力損害賠償紛争解決センター (2) 設置年月日 平成23年8月29日 (5) 体制 総括委員(弁護士)3名、仲介委員(弁護士)279名 和解仲介室 341名(調査官(弁護士)183名、職員158名)</p>